

「文教警察委員会会議記録（開会日：令和4（2022）年11月24日）
の公文書部分開示決定に係る審査請求に対する裁決」についての意見

栃木県議会情報公開審査会

第1 審査会の結論

栃木県議会議長（以下「議長」という。）が行った文教警察委員会会議記録（開会日：令和4（2022）年11月24日）の公文書部分開示決定について、非開示とした情報のうち、参考人の特別支援学校長及び審査の過程で発言した執行機関職員の職氏名を開示すべきである。

第2 意見の求めがあった事案の概要

1 公文書の開示請求

審査請求人は、議長に対し、令和5（2023）年2月24日付けで栃木県議会情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項に基づく公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 本件開示請求の内容

- (1) 文教警察委員会会議記録（開会日：令和4（2022）年11月24日）すべて
- (2) 文教警察委員会会議記録（開会日：令和4（2022）年12月9日）すべて

3 本件開示請求に対する議長の処分

議長は、本件開示請求の上記2（1）及び（2）について、次のとおり対象公文書を特定し、令和5（2023）年3月10日付けで条例第11条第1項の規定により決定を行った。

特定した公文書	決定内容
(1) 文教警察委員会会議記録（開会日：令和4（2022）年11月24日）	公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）
(2) 文教警察委員会会議記録（開会日：令和4（2022）年12月9日）	公文書部分開示決定

4 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和5（2023）年5月24日付けで議長に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

5 意見の求め

議長は、条例第19条の規定に基づき、令和5（2023）年12月26日付けで本件審査請求について、栃木県議会情報公開審査会（以下「審査会」という。）に意見を求めた。

第3 審査請求人の主張要旨

本件審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね次のとおりである。

1 審査請求の趣旨

「本件処分を取り消す」との裁決を求める。

2 審査請求の理由

- (1) 対象公文書の一部を開示する処分の理由を条例第7条第2号に該当するとしているが、本件処分は参考人の人数まで不明にしており、条例第1条に違反する。
- (2) また、公務員を含んでおり、条例第7条に違反する。
- (3) さらに、新聞テレビの取材にも語っている個人も含み、「個人の権利利益を害するおそれ」に該当せず、条例第1条及び第7条に違反する。
- (4) 本件処分により、審査請求人は、知る権利を侵害されており、個人は匿名として審議内容を公開する国会などの対応に比べ「広く開かれた議会の実現」の権利も侵害されている。

第4 議長の主張要旨

弁明書によると、おおむね次のとおりである。

1 対象公文書の部分開示について

本件開示請求のうち、第2の2(1)の対象公文書として特定した文教警察委員会会議記録（開会日：令和4（2022）年11月24日）に記載されている氏名、その他の記述等が個人に関する情報のため、公開することにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例第7条第2号に規定する非開示情報に該当すると判断し、当該非開示情報の部分を除いて開示することとした。

2 文教警察委員会における参考人招致の実施に係る経緯及び背景

(1) 経緯

令和4（2022）年11月24日に開催された文教警察委員会は、同委員会に付託された特別支援学校寄宿舎閉舎に係る陳情を審査する上で、様々な立場からの意見を聴くことを目的とし、那須特別支援学校及び栃木特別支援学校の寄宿舎閉舎について容認する立場と反対する立場の保護者、両校の校長及び寄宿舎が設置されていない特別支援学校の校長を参考人として招致し意見を聴取したものである。

なお、両校の校長及び寄宿舎が設置されていない特別支援学校の校長を執行機関の職員の出席要求ではなく、参考人として招致したのは、所属長の立場としての発言にとどまらず、個人の見解・意見を含む自由な発言を求めたためである。

(2) 参考人招致を非公開で行った背景

参考人招致が実施された当時、特別支援学校寄宿舎の閉舎を巡り、寄宿舎閉舎に反対する立場の声が報道でも取り上げられていた。参考人招致は、当然ながら参考人の率直かつ自由な発言を求めて行うものであり、発言の中には生徒や保護者の個人情報が含まれることも予想された。さ

らに、参考人の氏名及び発言内容を公表することによって、意見を異にする者から参考人が不興や反感を買うなど私生活の平穩が害されるおそれがあり、このような中において、公開を前提に参考人招致を行うこととした場合、参考人の率直かつ自由な意見の表明を阻害し、参考人招致の目的を達し得ないおそれがあると考えられた。

現に、一部の参考人は、文教警察委員会の非公開及び会議録の非公表を条件として招致に応じており、様々な立場からの意見を聴き、議論を深めるため、すべての参考人に対し非公開及び会議録の非公表を前提として出席を求めたものであった。

3 参考人の公表状況

参考人について、議会は、那須特別支援学校及び栃木特別支援学校の寄宿舎閉舎を容認する立場と反対する立場の保護者、両校の校長及び寄宿舎が設置されていない特別支援学校の校長であることのみを参考人招致の実施後に報道機関の取材対応で公表している。

4 対象公文書における非開示情報の考え方

対象公文書における非開示情報については、様々な立場からの意見を聴き、議論を深めるため、すべての参考人に対し非公開及び会議録の非公表を前提として出席を求めた背景があること、参考人の発言の中には生徒や保護者の個人情報が含まれていることから、議事進行に係る部分を除いた委員、参考人の発言全体をプライバシーに関する情報を含む個人に関する情報全般として、開示しないこととした。

なお、特別支援学校長の参考人招致の際に、執行機関の職員による発言があるが、これは委員長求めに応じて参考人の発言を補足したものである。

また、両校の寄宿舎閉舎に関する件については、閉舎の期日が延期となったが、今日においても未だ結論に達していない問題である。このような中で、参考人の発言を補足する執行機関職員の発言を公開した場合、今後の審議等において、「率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれ」があること、また、未成熟な情報が確定的な情報と誤解されて流通した場合に「不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ」があることから、執行機関の職員による発言については、開示しないこととした。

5 審査請求に対する検討

- (1) 審査請求人は、第3の2(1)で「本件処分は参考人の人数まで不明にしており、条例第1条に違反する」と主張しているが、対象公文書には参考人の人数の記載がない。
- (2) 審査請求人は、第3の2(2)で「公務員を含んでおり、条例第7条に違反する」と主張しているが、上記2(1)で示したとおり、参考人の特別支

援学校長の発言は所属長の立場としての発言にとどまらず、個人の見解・意見を含む自由な発言を求めて参考人として招致しており、特別支援学校長の発言は条例第7条第2号ただし書ウに規定する「職務の遂行に係る情報」に該当せず、したがって、同条第2号に該当し、非開示が妥当である。

- (3) 執行機関職員による発言は、条例第7条第2号ただし書ウに規定する「職務の遂行に係る情報」であり、同条第2号に該当しないが、上記4で示したとおり、公開することにより、今後の審議等において、「率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれ」があること、また、未成熟な情報が確定的な情報と誤解されて流通した場合に「不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ」があると判断し、非開示理由を同条第2号該当ではなく、同条第5号該当に変更する。
- (4) 参考人の特別支援学校長の職氏名については、上記3で示したとおり、参考人招致の実施後に報道機関の取材対応で公表していることから、条例第7条第2号に該当しないと判断し、開示する。
- (5) 参考人招致の際に発言した執行機関職員の職氏名については、職務の遂行のために出席したものであること、また、対象公文書中の「5執行部出席者」の欄で当該執行機関職員の職氏名として既に開示していることから、条例第7条第2号ただし書ウに規定する情報であり、同条第2号に該当しないと判断し、開示する。
- (6) 審査請求人は、第3の2(3)で「新聞テレビの取材にも語っている個人も含み、「個人の権利利益を害するおそれ」に該当せず、条例第1条及び第7条に違反する」と主張するが、上記4で示したとおり、参考人の発言の中には生徒や保護者の個人情報が含まれており、参考人の発言全体がプライバシーに関する情報を含む個人に関する情報全般であることから、条例第7条第2号に該当し、非開示が妥当である。
- (7) 審査請求人は、第3の2(4)で「知る権利を侵害されており、個人は匿名として審議内容を公開する国会などの対応に比べ「広く開かれた議会の実現」の権利も侵害されている」旨主張しているが、公文書開示請求に対する非開示該当性の判断は、あくまで条例第7条各号に該当するか否かで判断するものであり、開示・非開示の判断に影響しない。

第5 審査会の判断

1 判断に当たっての考え方

- (1) 条例は、地方自治の本旨にのっとり、公文書の開示を請求する権利を定めること等により、議会における情報公開の積極的な推進を図り、県民の議会への理解及び県政参加を促進し、広く開かれた議会を実現する

ことを目的に制定されたものであり、公文書は原則公開の基本理念の下に解釈し、運用されなければならない。

(2) 本件審査請求では、公文書開示請求に対して、「部分開示決定」を行った本件処分が審査請求の対象である。

したがって、本件処分以外を審査請求の対象とすることはできず、審査会の審査事項も本件処分の違法性及び不当性の判断に限られる。

(3) 審査会は、(1)及び(2)の基本的な考え方に立って県民等の公文書の開示を請求する権利が侵害されることのないよう条例を解釈して本件の意見の求めがあった事案を調査審議し、本件処分について、以下のとおり判断するものである。

2 本件処分の妥当性について

条例第7条柱書きは、「議長は、開示請求があったときには、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。」と規定している。

議長は、第4の1のとおり、特定した対象公文書には同条第2号に該当する非開示情報が含まれるとして、当該非開示情報の部分を除いた部分を開示する本件処分を行った。これに対し、審査請求人は、本件処分では非開示とされた部分は非開示情報には該当しないとして本件処分の取消しを求めていることから、審査会においてインカメラ審理を行った結果、本件処分において議長が非開示とした部分に係る非開示情報の該当性について、以下のとおり判断する。

(1) 条例第7条第2号及び同条第5号該当性について

条例第7条第2号は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお当該個人の権利利益を害するおそれがあるものについて、同号ただし書に規定する「ア 法令等の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」、又は「ウ 当該個人が公務員等である場合におけるその職務の遂行に係る情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分に該当する情報」を除き、これを非開示とする旨規定している。

同条第5号は、議会及び議会以外の県の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当

に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの、を非開示とする旨規定している。

- (2) 参考人の特別支援学校長の発言部分については、同人が、所属長としての立場にとどまらず、個人の見解・意見を含む自由な発言を求められて招致されたことを踏まえると、条例第7条第2号ただし書ウに規定する「職務の遂行に係る情報」に該当する情報であるとは言えず、同条第2号に該当し、非開示としたことは妥当である。
- (3) 参考人招致の際における執行機関職員の発言部分について、議長は条例第7条第2号に該当するとして非開示としたが、当該執行機関職員は職務の遂行のために出席したものと考えられることから、同条第2号ただし書ウに規定する「職務の遂行に係る情報」に該当し、同条第2号の非開示情報には該当しない。しかしながら、寄宿舍閉舎に関する事案は、本県教育委員会において現在も継続して検討が行われている事案であり、このことを踏まえると、執行機関職員の発言を公開することにより、今後、「率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれ」、「不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ」が窺われることから、同条第5号の非開示情報に該当するものと思料される。したがって、本件処分により非開示としたことは結論において妥当である。
- (4) 参考人の特別支援学校長の職氏名について、議長は条例第7条第2号に該当するとして非開示としたが、参考人招致実施後の報道機関の取材対応で既に当該校長の職名が公表されていることを踏まえると、同条第2号に規定する「当該個人の権利利益を害するおそれ」がある情報に該当するとは認められないため、開示すべきである。
- (5) 参考人招致の際に発言した執行機関職員の職氏名について、議長は条例第7条第2号に該当するとして非開示としたが、当該執行機関職員は職務の遂行のために出席したものであること、また、対象公文書中の「5 執行部出席者」の欄で当該執行機関職員の職氏名を開示していることから、同条第2号ただし書ウに規定する「職務の遂行に係る情報」であると認められるため、開示すべきである。
- (6) 参考人招致の際における参考人の発言部分については、発言の中に生徒や保護者の個人情報が含まれており、参考人の発言全体が条例第7条第2号におけるプライバシーに関する情報を含む個人に関する情報全般であると認められることから、本件処分において非開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他主張について

審査請求人は、「本件処分は参考人の人数まで不明にしており、条例第1

条に違反する」、「知る権利を侵害されており、個人は匿名として審議内容を公開する国会などの対応に比べ「広く開かれた議会の実現」の権利も侵害されている」旨主張するが、議長に対してなされた公文書開示請求に係る開示又は非開示の決定は、議長が条例により判断を行うものであることから、審査請求人のこれらの主張は認められない。

4 結論

以上のことから、当審査会は冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

○ 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和 5 (2023)年 12 月 26 日	・議長から審査会に対する「意見の求め」を受理
令和 6 (2024)年 1 月 17 日 (第 1 回審査会)	・事務局から経過概要の説明 ・審議
令和 6 (2024)年 2 月 6 日 (第 2 回審査会)	・審議

○ 栃木県議会情報公開審査会委員名簿

氏 名	所 属 会 派	備 考
日向野 義幸	とちぎ自民党議員会	会長
小林 達也	とちぎ自民党議員会	会長代理
小菅 哲男	とちぎ自民党議員会	
西村 しんじ	公明党栃木県議会議員会	
琴寄 昌男	とちぎ自民党議員会	
渡辺 幸子	とちぎ自民党議員会	
保母 欽一郎	県民クラブ	
松井 正一	民主市民クラブ	